

公文書不開示決定通知書

26630-1405

平成23年12月6日

野中 公彦 様

宮崎県知事 河野 俊嗣



平成23年11月23日付けで開示請求のあった公文書については、宮崎県情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことと決定したので通知します。

1 公文書の名称 又は内容	家畜伝染病を疑うとして獣医師等から家畜保健衛生所に依頼された病性診断及び鑑定時に家畜保健衛生所が採材した検査材料の保存に関する規定等の業務の根拠となる一切の文書。
2 開示をしない 理由	開示請求に係る公文書を保有していないため。 病性診断及び鑑定時に採材した検査材料の保存に関する規定は作成していない。
3 担当部局	農政水産部畜産課家畜防疫対策室 防疫担当 電話（0985）26-7139
4 備考	

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。